

妊婦健康診査 15 回目・16 回目助成事業のご案内

枕崎市では、子どもを望む夫婦の経済的な負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりに資することを目的に、妊婦健診に要する費用の一部を助成します。

対象となる方

- 妊婦健診日に枕崎市民
- 妊婦健診 14 回目まで受診し、出産予定日を超過した方で妊婦健診が必要な方

※里帰りのため、鹿児島県外にて出産予定日超過後に、15 回・16 回の妊婦健診を受診した方に対しては、出産後に償還払いいたします。

償還払いの場合は、必ず領収書や明細書の保管をお願いします。

申請方法

- 出産予定日超過後に、医療機関にて妊婦健診が必要と認められた方は、次回の健診受診前に枕崎市健康センターへご連絡ください。
- 申請の問い合わせ・手続き・受診票の受け取りは代理の方でも結構です。

申請時に必要となるもの

母子健康手帳、健康診査受診票綴

助成額

- 妊婦健診 15 回目・16 回目 各 5,080 円
※償還払の方は、5,080 円が上限額になります。



申請・相談窓口

- 枕崎市子育て世代包括支援センター（枕崎市健康センター）
相談専用回線 72-2544 または 72-7176